

公益社団法人空気調和・衛生工学会  
設備技術者継続能力開発システム(SHASE-CPD)に関する規程  
平成 26 年 5 月 13 日 理事会制定

(制度)

第 1 条 わが国においても、産業構造の変化、国際化に対応し、科学技術を担う技術者の継続能力開発が求められている。  
設備技術者継続能力開発システム(Continuing Professional Development 以下「SHASE-CPD」という。)は、これらの社会的要請に基づき、設備技術者の自己学習(継続能力開発)を支援するための制度である。

(目的)

第 2 条 SHASE-CPDは、学術・技術・教育活動に係わる社会的責任を果たすため、設備技術者の資質向上と継続能力開発を行うことを目的とする。

(対象)

第 3 条 空気調和・衛生工学分野および周辺技術分野において、設計・監理、運転管理、施工および施工管理、コンサルティング、調査、教育・研究、技術開発等に携わり、継続的な技術力練磨の意思を持つ技術者、及び将来そのような技術者を目指す者を対象とする。

(委員会)

第 4 条 SHASE-CPDの目的を達成するため、CPD事業委員会(以下「委員会」という。)を置く。  
2 委員会の構成は次のとおりとする。  
委員長 1 名(教育普及理事)  
副委員長 2 名以内(教育普及理事)  
委員 委員長が指名するもの

(費用負担)

第 5 条 費用等は、委員会において別に定める  
2 当法人の会員は初期費用を支払い、継続費用は徴収しない。  
3 当法人の会員以外の者は、初期費用を支払い、年度毎に継続費用を徴収する。

(分野と課題)

第 6 条 分野と課題は、委員会において別に定める。

(ポイント算定)

第 7 条 分類、CPDアイテム、ポイント基準、年間上限等を定めたCPDポイント表を委員会において別に定める。

(履歴登録)

第8条 取得したポイントは、各自記録し自己申請を原則とする。なお、委員会にて審査・承認した企業内研修およびOJT等のプログラムについては、当該企業の審査責任者が履歴登録を行う。

(履歴の保管および管理)

第9条 申請された記録は、事務局が保管および管理する。

(履歴内容の審査)

第10条 委員会は、別に定める審査要領に基づき、申請があった履歴内容を定期的に審査する。

- 2 履歴内容に疑義がある場合は、申請者に対し履歴内容を証明する書類等の提出を依頼し、提出書類等を確認し申請内容が適正かを審査する。

(参加登録の取り消し)

第11条 SHASE-CPDの履歴申請が5年間ない場合は、参加登録を取り消す。

- 2 申請内容に不正があった場合は、参加登録を取り消す。

(証明書発行)

第12条 第10条に規定する履歴審査を終了した履歴内容について、参加者から証明書発行の申請があった場合、証明書を発行する。

- 2 証明書発行手数料は別に定める。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、教育普及理事が起案し理事会の決議による。

附則

1.本規程は、平成26年5月13日から施行する。